

生食輸発0328第4号
平成29年3月28日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部
監視安全課輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「平成28年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(インド産フェネグリークの種子のアフラトキシン、ガーナ産カカオ豆のイミダクロプリド、中国産にんにくの茎のクロルピリホス及びオーストラリア産りんごジュース及び原料用りんご果汁のパツリン)

標記については、平成28年3月31日付け生食輸発0331第3号(最終改正：平成29年3月17日付け生食輸発0317第1号)に基づき実施しているところです。

今般、インド産フェネグリークの種子のアフラトキシン及びガーナ産カカオ豆のイミダクロプリドに係る検査命令を解除したこと並びに輸入時のモニタリング検査の結果、中国産生鮮にんにくの茎において食品衛生法違反の事例があったことから、平成28年度輸入食品監視指導計画に基づき、モニタリング検査の頻度を30%として対応することとし、同通知の別表第2(製造者、製造所、輸出者及び包装者の欄を除く。)及び別表第3に下記を追加します。

また、過去一年間の検査実績を踏まえ、別表第2からオーストラリア産りんごジュース及び原料用りんご果汁のパツリンの項を削除するので、御了知の上、関係業者等への周知方、よろしくお願ひします。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、輸出者及び包装者
平成29年3月28日	インド	フェネグリークの種子及びその加工品(フェネグリークの種子を30%以上含有するものに限る。)	アフラトキシン	
平成29年3月28日	ガーナ	カカオ豆及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(イミダクロプリド)	
平成29年3月28日	中国	にんにくの茎及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(クロルピリホス)	SUPESON INDUSTRIAL CO.,LTD.